Advanced Reliable Consultants

ARCIST

vol.66
2018年4月10日

<編集発行>
for The Value Stage
アーク&パートナーズ®

偉人名言集

「最も重要な決定とは、
何をするかではなく、
何をしないかを決めることだ」

Deciding what not to do is as important as deciding what to do.

スティーブ・ジョブズ

この言葉は、Appleの創始者であるスティーブ・ジョブズの名言です。情報が溢れている現代、興味のあることは何でも手を出したくなりがちですが、取捨選択をせず「取る」だけでは良い「選択」をしたことにはなりません。ジョブズは、「取る（やる）」ことだけを決定する思考では重要な決断はできないと言っています。

パレートの法則を用いると、「会社の売り上げの8割は、全体の業務の2割でできている」と考えることができます。その2割が何かを適切に見極め、注力することで売り上げを伸ばすことができるのです。

TOPICS トピックス 社会保険労務士法人より

新卒インターンシップを開催しました

弊社では新卒採用の一環として、昨年よりインターンシップを実施しています。
2度目となる今年のインターンシップでは、社労士という仕事を知ってもらうと同時に、代表の黒川による講義や人事コンサルティングの体験ワークを通して、最近世間を賑わせている「働き方改革」の観点から企業で「働く」ということとは何であるかを考える内容となりました。
このインターンシップを通じて、自身が感じた「働く価値観」や「企業の見方」を今後の就職活動に活かし、人生の分岐点ともいえるこの就職活動を乗り切りってこれからの社会で活躍してくれることを願っています。
そして、この4月から弊社にも新人社員が入社しました。
フレッシュな風を吹き込み、今後大いに活躍してくれることを期待しています。

税理士
内藤　克

相続税の調査での指摘は「預金」のモレが一番多い

昨年12月に発表された国税庁の資料によると、平成28年に亡くなった方は130万人でそのうち相続税の申告をした方（被相続人ベース）は10.5万人、同年の相続税の税務調査件数は12,116件。申告をした方の11.4%が税務調査にはいられたことになります。さらに税務調査に入られたうち82%は間違いを指摘された（非違割合）と報告されています。

申告モレ財産の内訳は現金預金が1,070億円、有価証券535億円と続いておりますが、なぜこんなに現預金のモレが多いのでしょうか？

その答えは、「名義預金」です。 名義預金とは、被相続人の名義ではないが、お金の出入りや管理状況からして被相続人の預金であるとされた預金をいいます。一番多いのは「おじいちゃんが、生まれたばかりの孫名義で毎年110万円（贈与税の基礎控除の範囲内）を積み立てたケース」です。たしかに年間110万円であれば贈与税はかかりませんが、これは贈与が成立していた場合のことで、贈与が成立していなければおじいちゃんは孫の名義を借りて預金していたということになり、おじいちゃんの相続財産に組み入れることになります。不動産に関しては名義変更の段階で贈与税の問題が生じ、6年で時効を迎えることになりますが、預金の場合は名義変更＝贈与とはならないため時効の起算も始まりません。

名義預金課税は事実認定の問題です。以下の場合、すぐにでも対策が必要です。

① おじいちゃんと同じ銀行支店で同じ届出印
② 通帳と印鑑をおじいちゃんが管理
③ 引き出した事実（消費、投資、運用）がない
④ 贈与契約（110万円以内でも）や贈与申告がない
⑤ 孫がその預金の存在自体を知らない

現在はおじいちゃんが勝手に孫名義の預金を開設するとこはできませんが、親権代理人である親なら開設できますし、贈与契約も親権代理人である親がおこなうことになります。

だれでもカンタンにできる相続対策ではありますが、最も慎重に行わなければならないのが110万円以内の贈与なのです。

特定社会保険労務士
黒川健吾

大卒は本当に優秀なのか？ 横並びの採用基準を変える

就職活動が本格化してきました。

売り手市場の今、採用難に頭を痛めている企業は多いようです。

応募者集めに苦労し、内定辞退に振り回され、いざ内定者を迎えてもすぐに退職する人も少なくない。

昔と違って転職が当たり前となり、副業も認められる現代。良い人材を長く確保することが、人事担当者の悩みの種となっているようです。

しかし実際は「ただ悩んでいるだけ」の会社も多いのではないでしょうか。新たな対策を講じずに、従来通りの採用方法や、一般的な企業に合わせた採用基準を設けている会社も少なくないと見ています。

特に中小企業。みなさんの会社の採用基準は、本当に自社に合った採用基準なのでしょうか。

例えば応募資格に「大卒」が挙げられている会社は多いでしょう。しかしそれに明快な理由はありますか？

大卒でなければできない仕事なのかと問うと、そうでもないケースが多いと考えます。

まずはふるいにかけたいという気持ちと、「とりあえず大卒」という根拠のない安心感から応募資格を定めている企業も多いのではないでしょうか。

大企業より中小企業の方が往々にして採用に苦労しています。ネームバリューも待遇も違う中で、中小企業が大企業と同じ条件を出していては、採用が厳しくなるのは当然のことです。

多くの会社の応募資格が「大卒」となっている今、とりあえず大学に行き、大学に行かなければ就職できないと考える若者も多いです。また、就職したものの、自分の将来のためにはとりあえず大学に行かなければならない、大学に行かなくては将来が危ういと考える若者も多いです。就職したものの奨学金の返済に苦しんだり、すぐに辞めてしまう若者も多く、悪循環になっています。

企業が成長していくためには、優秀な人材の確保は必須。どんな人材を採用すべきか、どんな人材に働いて欲しいのか、売り手市場の今こそ、“横並びの採用基準”やめてみませんか。

司法書士
西田　誠

120年ぶりの民法大改正

平成29年5月26日「民法の一部を改正する法律」が成立し、6月2日に公布されました。今回の改正は2020年4月1日から施行される予定です。

1. 約款規定の新設

事業者の多くが取引条件を定めた「約款」を用いていますが、その約款の存在や内容について十分認識せずに契約して、後々トラブルに巻き込まれることが多発しています。そこで改正法は「消費者の利益を一方的に害する項目は無効」としました。

2. 敷金ルールの明文化

現行法には、賃貸借における原状回復の具体的範囲や敷金に関する規定がありませんが、改正法では「契約終了後に、敷金は原則賃借人に返却し、賃借人は経年変化の原状回復義務はない」としました。

3. 消滅時効の見直し

現行法では、債権の消滅時効の期間について、原則として10年としていながら、業種によって細かく定められていました。そこで改正法では権利行使をできることを知ったときから5年、権利行使できるときから10年と定めました。ただし、ほとんどの場合、債権者は権利を行使できることを知っているので、債権の消滅時効は5年と考えていいと思います。

4. 法定利率

当事者間で利率について合意がなされていない場合、現行法では固定的な利率で年5%と定められていました。それを年3%に引き下げ、その後市場金利などを踏まえて3年ごとに見直しをすることになりました。

5. 個人保証

従来、保証人が個人保証を引き受ける時点で、主たる債務者の返済能力等、その保証のリスクに関する十分な情報が与えられないことがトラブルのもとになっていました。そこで改正法では、「公正証書で保証意思が確認されていなければ無効である」としました。

以上、5項目について簡単な説明をしましたが、今回の改正は債権法（金の貸し借りなどの対人的ルール）を時代の変化に合わせて一新させたものになっています。

中尾・伊藤特許事務所
弁理士
伊藤高英

特許は発明の公開の代償として付与される!

特許制度においては、発明を国（特許庁）に出願して一般に公開した発明者に対して一定期間（出願日から20年間）独占することを認めています。発明者はこの特許の有効期間において独占性を活かして発明の事業化を図り、第三者はその発明の恩恵に浴します。また、第三者は公開された発明に基づいて次の発明の研究開発を行うことができます。このようにして発明の創造サイクルを回すことによって産業の発達を図ることができます。

世界各国は、産業政策の一貫として、発明の公開の代償として特許権を付与する特許制度を採用しています。

ところで、世紀の大発明を成し遂げた発明者は、特許出願して発明を独占することと、特許出願しないで発明を第三者に自由に利用できるようにすることを選択できます。

その発明の早期の事業化を図るとともに第三者が発明の恩恵に浴するようにするためには特許出願することがお薦めです。

なぜならば、イギリスのアレクサンダー・フレミングはペニシリンを発見しましたが、人命救助を進めるためにあえて特許出願しませんでした。ところが、ペニシリンが医薬として実用化されたのは発見から10年後でした。独占性がないために製薬企業がペニシリンの製造を躊躇したことが原因でした。

特許はノーベル賞にもつながります。田中耕一博士は2002年にノーベル化学賞を受賞しました。受賞理由として、田中博士が企業の研究者として特許出願して特許権を得た内容「ソフトレーザー脱離イオン化法」が特許公報として一般に公開されました。その公開された技術が世界の多くの研究者に利用されてその後の医薬等の研究開発を促進させました。まさしく発明の創造サイクルが高速で回ったのです。この特許がノーベル賞の受賞理由として巷では認識されています。

いまさら聞けない身近な税金（税理士法人アーク＆パートナーズ監修）

Q:奥様のへそくりには税金がかかるの？

A:ご主人に振り込まれた給料をそのまま家計(奥様の通帳）に移し、そこからご主人は毎月のおこずかいをもらう。よく聞く話です。ご主人の給与を家計費(生活費や教育費）に使う分には贈与税は課税されません。が奥様の預金に移動したのち、使われなくて累積された分(へそくり）についてはご主人に相続が発生したとき、「名義預金」としてご主人の相続財産として課税されるケースがあります。奥様名義にはなったものの贈与は成立しておらず、ご主人のものであるという理屈です。所得のない奥様に多額の預金があった場合など、課税しやすい項目であるため税務調査では必ず争点になります。

Q:ふるさと納税で大量にお肉やお酒などの返礼品を受け取ったのですが、これにも税金がかかるのですか？

A:ふるさと納税は返戻品が目的という方も多いと思います。驚くことにこの返戻品にも一時所得として税金がかかるのです。一時所得の場合、50万円を超えた部分を2分の1した金額が給与等と合算して税金の対象となります。返礼品が時価換算していくらなのか明確な基準がありませんが、実務ではふるさと納税(寄付）額の30%として計算しています。これは総務省が各自治体に返礼品は寄付額の30%に抑えるよう要請したことを受けたことによりひとつの基準として用いられています。返礼品が50万円を超えるということは170万円程寄付しているということ。逆算すると年収が4,000万円以上の方以外は心配なさそうですね。

Q:自家用車が高額で売却できたがこれには税金がかかるの？

A:所得税では「生活用動産の譲渡による所得」は非課税となっておりますので、いくら高く売れたかと言っても税金の心配をする必要はありません。しかし個人で事業で車を使用していたら(減価償却していたら）それは生活用ではなく事業用として譲渡所得の対象となりますので注意してください。貴金属ジュエリーの売却も生活用動産の譲渡に該当しますが、譲渡所得が30万円を超えた場合は譲渡所得として申告することになります。譲渡所得とは「売却額－取得費－特別控除50万円」ですので売却額が30万円を超えたら・・ということではありません。

■ 資金調達のイロハ

“会社の新規設立”　誰もが一度 は夢見たことがあるのではないでしょうか。学生時代、サラリーマン時代に身に着けた知識・教養・技術を自分の思うままに世に発信できる起業は非常に魅力のあることだと思います。

しかしながら、独立するにあたって多くの方が直面する問題があります。それが資金調達です。ある程度計画的に貯金ができていた方、親や知人から支援してもらえる方でなければ金融機関からの借入を考えると思います。そこで、いざ近くの金融機関に相談してみると門前払いを受けた、そんな経験もあるのではないでしょうか。民間の金融機関の多くは直近3年分の決算書を基に融資の可否を判断します。当然新規創業の場合、決算書(過去の実績)はないので金融機関からしたら融資の可否を判断する材料が不足します。実績のない会社には融資したくない、民間金融機関が創業融資に消極的なのはこうした理由があるのです。

そんなとき、お勧めしたいのが政府系金融機関である日本政策金融公庫です。日本政策金融公庫は創業融資制度といって過去の実績等がなくても融資を受け易い商品があります。また、原則無担保、無保証人で借主に負担が少なく、比較的審査も早いので利用しやすい商品です。

創業支援を受けるには創業計画書、資金繰り表等の提出書類がありますが、この書類作成については実績のある弊社におまかせください。

資金調達を成功させ、円滑な経営を目指してみてはいかがでしょうか。

＜編集発行＞
for The Value Stage
アーク&パートナーズ®
ARC

〒100-0006　東京都千代田区有楽町2-10-1東京交通会館11階
税理士法人　TEL:03-6551-2535/FAX:03-6551-2534
社労士法人　TEL:03-6551-2540/FAX:03-6551-2541
司法書士事務所　TEL:03-6551-2533/FAX:03-6551-2534
http://www.s-arc.com

税理士法人・社労士法人は
Facebookにて
最新情報をお届けしております。
Facebook
いいね! お待ちしています♪